

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、次の企業理念を定款に記載することによって株主の皆様と共有しております。

(企業理念)

1. 当社は、患者様とご家族の喜怒哀楽を第一義に考え、そのベネフィット向上に貢献することを企業理念と定め、この企業理念のもとヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業をめざす。
2. 本会社の使命は、患者様満足の増大であり、その結果として売上、利益がもたらされ、この使命と結果の順序を重要と考える。
3. 当社は、コンプライアンス(法令と倫理の遵守)を日々の活動の根幹に据え、社会的責任の遂行に努める。
4. 本会社の主要なステークホルダーズは、患者様と生活者の皆様、株主の皆様および社員である。当社は、以下を旨としてステークホルダーズの価値増大をはかるとともに良好な関係の発展・維持に努める。
 - (1) 未だ満たされていない医療ニーズの充足、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性を含む有用性情報の伝達
 - (2) 経営情報の適時開示、企業価値の向上、積極的な株主還元
 - (3) 安定的な雇用の確保、やりがいのある仕事の提供、能力開発機会の充実

この企業理念は、当社のグローバル展開を自律的な運営により支えている国内外のグループ企業(エーザイネットワーク企業)における共通の知であり、エーザイネットワーク企業は、一丸となって企業理念の実現につとめています。

この企業理念を実現していくためには、長期的な視野のもと企業施策を実行していかなければなりません。そのような企業施策の実行は、株主の皆様との信頼があつて初めて可能となります。このため、当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。

当社は、株主の皆様を尊重し、経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスを充実させ、株主の皆様との信頼を獲得し、株主の皆様と当社の株式を安心して長期に所有していただくことをめざしております。

1. 株主の皆様との関係
 - (1) 株主の皆様を尊重する。
 - (2) 株主の皆様との平等性を確保する。
 - (3) 株主の皆様を含む当社のステークホルダーズとの良好・円滑な関係を構築する。
 - (4) 会社情報を適切に開示し、透明を確保する。

2. コーポレートガバナンスの体制
 - (1) 当社は委員会設置会社とする。
 - (2) 取締役会は、法令の許す範囲で業務執行の意思決定を執行役に大幅に委任し、経営の監督機能を発揮する。
 - (3) 取締役会の過半数は、独立性のある社外取締役とする。
 - (4) 執行役を兼任する取締役は、代表執行役社長1名のみとする。
 - (5) 経営の監督機能を明確にするため、取締役会の議長と代表執行役社長とを分離する。
 - (6) 指名委員会および報酬委員会の委員は、全員を社外取締役とし、監査委員会の委員は、その過半数を社外取締役とする。
 - (7) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員長は社外取締役とする。
 - (8) 財務報告の信頼性確保をはじめとした内部統制の体制を充実する。

なお、当社のコーポレートガバナンスガイドライン、取締役会規則、指名委員会規則、監査委員会規則、報酬委員会規則、およびコーポレートガバナンスシステムに関する状況は、当社のホームページに掲載しております。

<http://www.eisai.co.jp/company/governance/index.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	18,426,100	6.21
日本生命保険相互会社	15,344,145	5.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,176,700	5.12
株式会社埼玉りそな銀行	8,300,000	2.80
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	7,287,100	2.46
エーザイ従業員持株会	7,117,578	2.40
株式会社みずほコーポレート銀行	4,680,694	1.58
公益財団法人内藤記念科学振興財団	4,207,169	1.42
ジェーピー モルガン チェース バンク 385147	3,718,700	1.25
株式会社みずほ銀行	3,617,922	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	委員会設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	11名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
宮原 諄二	他の会社の出身者									○
矢吹 公敏	他の会社の出身者									○
クリスティーナ・アメージャン	他の会社の出身者									○
泉 徳治	他の会社の出身者									○
増田 宏一	他の会社の出身者				○					○
太田 清史	他の会社の出身者					○				○
青井 倫一	他の会社の出身者				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
宮原 諄二		指名委員会が定めた「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしております。(8頁をご参照ください。)	<p><選任理由> 宮原氏は、研究およびそのマネジメントに関する専門家であり、企業の従業員として経営にも関与した経験があり、経営に関する高い見識と監督能力を有しております。当社指名委員会は、(1)取締役、指名委員および報酬委員としての実績、(2)取締役としての資格、能力、(3)経歴、(4)年齢および在任期間等を勘案し、客観的に経営の監督を遂行することが可能と判断したため、当社指名委員会が社外取締役候補者として選任し、第99回定時株主総会にて当社取締役に選任されました。</p> <p><独立性・中立性について> 当社指名委員会では、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていることから、社外取締役としての独立性・中立性は十分に確保されているものと判断しております。</p> <p>なお、同氏は、富士写真フイルム株式会社に従業員として長年勤務した経験がありますが、指名委員会は同氏が同社を退職してから10年以上経過していることも含め、同氏に当</p>

			<p>社の取締役としての任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情のないことを確認いたしております。また、イノベーションファクター研究センターと当社との間に取引関係はありません。</p>
矢吹 公敏		同上	<p><選任理由> 矢吹氏は、法律の専門家であり、過去に直接企業の経営に関与したことはありませんが、企業法務に係わる豊富な経験から、経営に関する高い見識と監督能力を有しております。当社指名委員会は、(1)取締役、監査委員および社外取締役独立委員長としての実績、(2)取締役としての資格、能力、(3)経歴、(4)年齢および在任期間等を勘案し、客観的に経営の監督を遂行することが可能と判断したため、当社指名委員会が社外取締役候補者として選任し、第99回定時株主総会にて当社取締役に選任されました。</p> <p><独立性・中立性について> 当社指名委員会では、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていることから、社外取締役としての独立性・中立性は十分に確保されているものと判断しております。</p>
クリスティーナ・アメージャン		同上	<p><選任理由> アメージャン氏は、コーポレートガバナンスおよび組織論に関する専門家であり、過去に直接企業の経営に関与したことはありませんが、日本の会社勤務の経験があり、国際的な感覚に加え、経営に関する高い見識と監督能力を有しております。当社指名委員会は、(1)取締役および監査委員としての実績、(2)取締役としての資格、能力、(3)経歴、(4)年齢および在任期間等を勘案し、客観的に経営の監督を遂行することが可能と判断したため、当社指名委員会が社外取締役候補者として選任し、第99回定時株主総会にて当社取締役に選任されました。</p> <p><独立性・中立性について> 当社指名委員会では、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていることから、社外取締役としての独立性・中立性は十分に確保されているものと判断しております。</p>
泉 徳治		同上	<p><選任理由> 泉氏は、長年にわたり裁判官としての職務を経験した法律の専門家であり、過去に直接企業の経営に関与したことはありませんが、経営の監督にあたっては、その豊富な経験と知識に基づき、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることのない公平な判断能力を有しております。当社指名委員会は、(1)取締役、報酬委員長および指名委員としての実績、(2)取締役としての資格、能力、(3)経歴、(4)年齢および在任期間等を勘案し、客観的に経営の監督を遂行することが可能と判断したため、当社指名委員会が社外取締役候補者として選任し、第99回定時株主総会にて当社取締役に選任されました。</p> <p><独立性・中立性について> 当社指名委員会では、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていることから、社外取締役としての独立性・中立性は十分に確保されているものと判断しております。</p> <p>同氏は、当社と取引のあるTMI総合法律事務所の顧問(アドバイザー)ではありますが、同法律事務所の経営判断に関わる業務執行者や使用人ではなく、当社の法律案件を担当することもございません。また、同氏は、過去に当社のコンプライアンス委員として中立的な立場から当社のコンプライアンス向上にアドバイスを行ってききましたが、平成22年3月31日をもって同委員を退任しております。</p> <p>指名委員会では、同氏が当社の取締役として任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情がないことを確認しております。</p>
			<p><選任理由> 増田氏は、長年にわたり公認会計士として実務に携わった経験を持つ、財務、会計、監査、国際会計基準の専門家であり、過去に直接企業の経営に関与したことはありませんが、その専門知識から、経営に関する高い見識と監督能力を有しております。当社指名委員会は、(1)取締役および監査委員長としての実績、(2)取締役としての資格、能力、(3)経歴、(4)年齢および在任期間等を勘案し、客観的に経営の監督を遂行することが可能と判断したため、当社指名委員会が社外取締役候補者として選任し、第99回定時株主総会にて当社取締役に選任されました。</p> <p><独立性・中立性について></p>

増田 宏一	○	同上	<p>当社指名委員会では、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていることから、社外取締役としての独立性・中立性は十分に確保されているものと判断しております。なお、同氏は現在、株式会社企業再生支援機構の社外監査役ならびにNKSJホールディングス株式会社の社外監査役に就任しておりますが、指名委員会は同氏に当社の取締役として任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情のないことを確認しております。</p> <p>また、同氏は上記のことから社外取締役としての独立性・中立性が十分に確保されていることに加えて、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号に規定されるいずれの要件にも該当していないため、独立役員として届出を行っております。</p>
太田 清史		同上	<p><選任理由> 太田氏は、長年にわたりコンサルティングやITソリューションを展開する企業の経営者としての経験が豊富であり、経営に関する高い見識と監督能力を有しております。当社指名委員会は、(1)取締役としての資格、能力、(2)経歴、(3)年齢等を勘案し、客観的に経営の監督を遂行することが可能と判断したため、当社指名委員会が社外取締役候補者として選任し、第99回定時株主総会にて当社取締役に選任されました。</p> <p><独立性・中立性について> 当社指名委員会では、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていることから、社外取締役としての独立性・中立性は十分に確保されているものと判断しております。なお、同氏は株式会社野村総合研究所の役員を歴任し、現在、キヤノンMJアイティグループホールディングス株式会社の取締役に就任しておりますが、指名委員会は同氏に当社の取締役として任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情のないことを確認しております。</p>
青井 倫一		同上	<p><選任理由> 青井氏は、経営学の専門家であり、過去に直接企業の経営に関与したことはありませんが、その研究分野から企業の競争戦略、意思決定分析、リスクマネジメント、コーポレートガバナンスに関する造詣が深く、経営に関する高い見識と監督能力を有しております。当社指名委員会は、(1)取締役としての資格、能力、(2)経歴、(3)年齢等を勘案し、客観的に経営の監督を遂行することが可能と判断したため、当社指名委員会が社外取締役候補者として選任し、第99回定時株主総会にて当社取締役に選任されました。</p> <p><独立性・中立性について> 当社指名委員会では、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていることから、社外取締役としての独立性・中立性は十分に確保されているものと判断しております。なお、同氏は株式会社東京カソード研究所ならびに株式会社アダットの社外取締役に就任しておりますが、指名委員会は同氏に当社の取締役として任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情のないことを確認しております。</p>

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	0	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査委員会	5	2	2	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 18名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
内藤 晴夫	あり	あり	×	×	なし
出口 宣夫	あり	なし	×	×	なし
本多 英司	なし	なし	×	×	なし
清水 初	なし	なし	×	×	なし
林 秀樹	なし	なし	×	×	なし
土屋 裕	なし	なし	×	×	なし
ロネル・コーツ	なし	なし	×	×	なし
直江 登	なし	なし	×	×	なし
浅野 隆文	なし	なし	×	×	なし
高橋 健太	なし	なし	×	×	なし
岡田 安史	なし	なし	×	×	あり
エドワード・スチュワート・ギリー	なし	なし	×	×	あり
平井 一雄	なし	なし	×	×	なし
植田 英人	なし	なし	×	×	あり
松江 裕二	なし	なし	×	×	あり
ガリー・ヘンドラー	なし	なし	×	×	なし
アイヴァン・チャン	なし	なし	×	×	なし
大和 隆志	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する専任部署である経営監査部を設置し、以下の仕組みにより執行役からの独立性を保証しております。

- ・経営監査部長および部員は、監査委員会および監査委員の指揮命令下で、その職務を遂行する。
- ・経営監査部長および部員の任命、異動は、代表執行役社長が監査委員会の同意を得て行う。
- ・経営監査部長および部員の人事評価は、監査委員会が行う。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、以下の活動を通じた会計監査人との連携により、監査の質の向上につとめております。

- ・会計監査人の年次会計監査計画を事前に確認し、計画書を受領する。
- ・四半期・年度末決算(連結・個別)に対する会計監査人の監査意見および提言事項を聴取・検討する。
- ・会計監査人が実施する個別の会計監査のうち重要なもの(ENWへの往査等)についての情報を受領する。
- ・会計監査人が実施する内部統制監査に関する情報を受領する。
- ・会社計算規則第131条に係る会計監査人の内部統制の状況を継続して確認する。

監査委員会は、以下の活動を通じた内部統制担当執行役、内部監査部および内部統制推進部との連携により、効率的な監査の実現をめざしております。

- ・監査評議会を通じて、内部統制推進活動および双方の監査活動全般の情報を共有する。
- ・監査委員会による監査活動と内部監査との整合性をはかるべく、内部監査計画(年次計画・個別計画)を事前に確認し、計画書を受領する。
- ・内部監査部からENW内部監査部署の年次監査計画書および個別監査の結果を受領する。
- ・金融商品取引法における財務報告に係る内部統制の状況について、定期的に情報を受領する。
- ・リスク管理に関する内部統制の取り組み状況について定期的に報告を受領する。
- ・監査評議会以外にも、内部統制または内部監査に係る緊急性の高い事項について速やかに情報を共有する。

【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

(取締役・執行役報酬関係)の項で記述しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、執行役、従業員

該当項目に関する補足説明

一部の従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
(個別の執行役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

平成22年度において連結報酬等の総額が1億円以上である取締役および執行役は以下の2名であります。

氏名 (役員区分)	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)					連結報酬等の 総額(百万円)
		基本報酬	賞与	ストック・オプション	退職慰労金	中期インセンティブ	
内藤 晴夫 (取締役兼代表 執行役社長)	エーザイ株式会社	104	34	6	6	—	152
ロネル・コーツ (常務執行役)	エーザイ株式会社 エーザイ・インク	— 50	— 32	1 —	— 2	— 66	155

- (注)1.連結報酬等の総額が1億円以上の者に限定して記載しております。
 2.ロネル・コーツは、連結子会社であるエーザイ・インクより子会社の役員報酬を受けており、執行役としての報酬はストックオプションの付与のみとするをエーザイ株式会社の報酬委員会で決定しております。
 3.エーザイ・インクの役員報酬については、平成22年度に費用計上した額(期中平均レート1米ドル=85.72円で円換算)を記載しております。
 なお、平成22年度にロネル・コーツが受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった、「中期インセンティブ」の総額は表中の額を含め、75百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および執行役の平成22年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日)における報酬等の総額は1,340百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

	基本報酬		賞与(業績連動報酬)		ストックオプション		退職慰労金		合計
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	対象人員 (名)	金額 (百万円)	付与人員 (名)	費用計上額 (百万円)	対象人員 (名)	金額 (百万円)	
取締役(社内)	4	106	—	—	4	5	2	4	115
取締役(社外)	9	74	—	—	9	12	—	—	86
執行役	25	702	25	227	28	55	21	151	1,137
合計	38	883	25	227	41	73	23	156	1,340

- (注)1.取締役兼代表執行役社長の報酬等は、執行役に含めて記載しております。
 2.基本報酬には、平成23年3月31日在任の役員に対して支払った基本報酬、平成22年6月18日開催の第98回定時株主総会の終了をもって退任した取締役3名(社内取締役1名および社外取締役2名)および同日開催の当社取締役会の終了をもって退任した執行役9名に対し、平成22年4月から平成22年6月の期間に支払った基本報酬の合計額を記載しております。なお、平成22年6月18日開催の第98回定時株主総会において新たに選任された取締役および同日開催の当社取締役会において新たに選任された執行役については、平成22年7月から平成23年3月の期間の基本報酬を算定しております。
 3.執行役の賞与は、平成22年4月から平成23年3月を対象期間として平成23年7月に平成23年3月31日在任の執行役に対して支給する予定の未払賞与(賞与引当金)の総額、および平成21年4月から平成22年3月を対象期間として平成22年7月に平成22年3月31日在任の執行役に対して支給した賞与の総額と、平成21年度の事業報告において開示した賞与引当額との差額の合計額を記載しております。
 4.ストックオプションは、当社報酬委員会で取締役および執行役の報酬等として決議し、平成22年6月18日の当社取締役会で発行決議を行っております。その結果、新株予約権として取締役10名に対し400個(40,000株)、執行役18名に対し1,040個(104,000株)の合計1,440個(144,000株)を割り当てております。表中の金額は、当該事業年度における費用計上額を記載しております。
 5.退職慰労金(社外取締役は支給対象外)は、平成22年4月から平成22年6月を対象期間として新たに繰り入れた役員退職慰労引当金の総額および平成22年6月18日開催の当社取締役会の終了をもって退任した執行役5名について当社報酬委員会が決議した退職慰労金の合計額を記載しております。なお、平成22年度に支給した退職慰労金を算出するにあたり、当該対象者について、過年度の事業報告に開示した役員退職慰労引当金の新たな繰入れ額を減じております。

なお、当社は平成22年6月18日開催の報酬委員会において、退職慰労金の廃止に伴う打ち切り支給額を決議しております。未払い退職慰労金を含め、平成22年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった役員報酬等の総額は2,025百万円であり、その内訳は取締役13名202百万円、執行役28名1,823百万円となります。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、取締役会、指名委員会、報酬委員会および社外取締役独立委員会の事務局機能を担う取締役会事務局および監査委員会の事務局機能を担う執行部門から独立した経営監査部をそれぞれ専任部署として設置しております。これらの部署は社外取締役のサポートのため、主に以下の活動を行っております。

- 取締役会事務局によるサポート
 - 取締役会、指名委員会、報酬委員会および社外取締役独立委員会の議案、資料等の取りまとめ、議長、委員長との議案に関する事前打ち合わせ
 - 取締役会、指名委員会、報酬委員会および社外取締役独立委員会の議案内容について事前説明の実施
 - 医薬品業界に関する書籍、定期発行雑誌の提供
 - 新任の社外取締役に対する当社の企業理念、企業文化、経営環境などについての研修会の開催および主要事業所視察等の実施
- 経営監査部によるサポート
 - 監査委員会の議案、資料等の取りまとめ、委員長との議案に関する事前打ち合わせ
 - 監査委員会の主要議案について事前説明の実施

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 1) 取締役会は、法令の範囲内で、業務に関する意思決定権限を大幅に執行役に委任し、経営の監督に専念する体制を構築しております。それぞれの執行役は、取締役会によって決議された業務執行の職務分掌と、社内規定に定めた職責権限および意思決定ルートに従い、適切かつ

- 効率的に職務を遂行しております。取締役会は、業務執行の状況について執行役から直接に報告を受けるとともに、監査委員会からの報告に基づきその機能を果たしております。
- 2) 取締役会は、専門知識や経験が異なる多様な取締役で構成し、その過半数を社外取締役としております。社外取締役は、会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定めた「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たす人物を選任しており、取締役会において経営の公正性、透明性の確保に資する役割を担います。
また、取締役会は、企業理念、企業価値または株主の皆様の共同の利益を損なう可能性のある行為に対して、公正に判断し、適切に行動する責務を負っており、社外取締役が公正性および適切性をより高めるためのインシテプを取ります。
 - 3) 監査委員会は、その職務を補佐し、当委員会の事務局をつとめる5名構成の専任部署を指揮し、内部監査担当執行役および実施部署と連携して、その効率性を考慮した活動を行っております。
 - 4) 報酬委員会は、報酬委員会が定めた役員の報酬方針に則り、個人別報酬の決定を行っております。特に執行役の業績連動型報酬については、全社業績目標および個人別業績目標の評価を行い、その達成度によって個人別に当該報酬を決定しております。
 - 5) 指名委員会は、指名委員会が定めた取締役選任基準に則り、取締役候補者の選任を行っております。特に社外取締役候補者については、独立性・中立性の要件に従って選任を行っております。

指名委員会が定めた「社外取締役の独立性・中立性の要件」(平成21年1月30日改正)

- (1) 社外取締役は、以下の要件を満たし、当社および当社の関係会社(以下併せて当社グループという)ならびに特定の企業等から経済的に独立していなければならない。
 - a. 社外取締役は、過去5年間に、当社グループから一定額以上の報酬(当社からの取締役報酬を除く)または業務、取引の対価等金銭その他の財産を直接受け取ってはいならない。
 - ・一定額以上とは、過去5年間のいずれかの会計年度における受取額が1千万円以上となるものをいう
 - ・本人が間接的に受け取っている場合は、その実質について慎重に判断する
 - b. 社外取締役は、過去5年間に、以下の企業等(持株会社を含む)の取締役、執行役、その他の役員であってはならない。
 - ・過去5年間のいずれかの会計年度に、当社グループとの業務、取引の対価の支払額または受取額が、取引先の売上高の2%以上ある企業等
 - ・取引額にかかわらず、当社の監査法人等、当社グループと実質的な利害関係を有する企業等
 - ・当社の大株主(発行済株式総数の10%以上の保有)である企業等
 - ・当社グループが大株主(発行済株式総数の10%以上の保有)となっている企業等
 - c. 社外取締役は、前号に定める企業等の取締役、執行役、その他の役員を退任後5年以上経過した場合であっても、当該企業等との関係を以下の点で指名委員会が評価し、独立性・中立性を確保していると判断されなければならない。
 - ・社外取締役の当該企業等の株式保有
 - ・社外取締役の当該企業等からの退任後の処遇
 - ・当社グループと当該企業等の人的交流
- (2) 社外取締役は、当社グループの取締役、執行役の近親者またはそれに類する者であってはならない。
 - a. 近親者とは、配偶者、3親等までの血族および同居の親族をいう
 - b. それに類する者とは、個人的な利害関係者など、独立取締役としての職務を果たせないと合理的に認められる人間関係を有している者をいう
- (3) 社外取締役は、第1項に該当する者と生計を一にする利害関係者であってはならない。
- (4) その他、社外取締役は、独立取締役としての職務を果たせないと合理的に認められる事情を有してはならない。
- (5) 社外取締役は、本条に定める独立性・中立性の要件を、取締役就任後も継続して確保するものとする。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレートガバナンスの充実を企業価値向上のための最重要課題と認識し、以下の事項を基本に平成16年6月に委員会設置会社に移行いたしました。

- (1) 経営の監督機能の強化
取締役会は、法令の範囲内で、業務に関する意思決定権限を大幅に執行役に委任し、経営の監督に専念いたします。
- (2) 業務執行権限の拡大と競争力強化
それぞれの執行役は、取締役会によって決議された業務執行の職務分掌と、社内規定に定めた職責権限および意思決定ルートに従い、迅速かつ効率的に職務を遂行し、当社の企業理念の実現に邁進いたします。
- (3) 経営の公正性、透明性の向上
独立性・中立性のある社外取締役の充実をはかり、ステークホルダーズの立場から客観的かつ公正な経営の監督を行うとともに、指名委員会による取締役候補者の選任、報酬委員会による役員報酬の決定など、公正かつ透明性のある経営を行ってまいります。
なお、当社はコーポレートガバナンスガイドラインを定めており、委員会設置会社であることを最大限に活用した経営の監督機能と業務執行機能を明確に分離することを機軸としたシステムを構築しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会の4週間前の招集通知の発送につとめております。また、ご承諾いただいた株主の皆様には招集通知の電磁的送付を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンや携帯電話から株主名簿管理人の議決権行使サイトを利用して電磁的に行使することができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成18年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJの機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集ご通知を作成し、当社ホームページ上で公開しております。
その他	株主総会において十分な説明を行うことを旨とし、議長(社長)自らが事業報告や経営方針について説明を行います。また、株主様からの活発なご発言を頂戴し、質疑応答につとめております。すべての株主の皆様が適切に議決権を行使できる環境を整備するため、株主名簿管理人の議決権行使サイトや議決権電子行使プラットフォームを採用するとともに、内容を充実させた招集ご通知を日本語版、英訳版ともに当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社グループは、個人投資家の皆様を対象とした説明会を適宜実施しております。また、株主総会においてもIR型のプレゼンテーションを行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社グループは四半期決算を実施しており、それに合わせてアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を年4回実施しております。さらに、当社グループの戦略について説明するために、決算説明会とは別に毎年1回インフォメーション・ミーティングを開催しております。 また、研究開発の話題に特化した説明会を適宜開催しております。本ミーティングにおいては、研究開発担当のリーダーが研究開発の現状や成果、戦略について説明を行い、質疑にお答えしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に海外の投資家を個別訪問しております。また、各証券会社が主催する海外の機関投資家向け内外カンファレンス、ラウンドミーティング、スモールミーティングにも積極的に参加し、説明および質疑応答を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページには株主・投資家の皆様向けのサイトを設けております。定款をはじめ決算短信・参考資料、アナリスト・機関投資家向け説明会資料を掲載するとともに、代表者自身による説明会の動画も日本語および英語にて発表後すみやかに配信しております。また、業績や研究開発の概況を取りまとめた業績ハイライト・研究開発状況、アニュアルレポート、年間IRスケジュール、株式諸手続き・株価状況、決算公告・電子公告なども掲載しております。さらに、IRに関するご質問もインターネットから直接IR部がお受けする体制をとっております。(http://www.eisai.co.jp/ir/index.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当執行役のもとにIR部を設置し、IR専任担当者を配置しております。IR活動に関しては、研究開発部門、経営計画部門、財務経理部門、総務部門などの関連組織の協力を得て実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、定款に条文として定めている企業理念のなかで、ステークホルダーの皆様に対する立場の尊重について明記しております。その概要は以下のとおりです。 当社は、主要なステークホルダーを、患者様と生活者の皆様、株主の皆様および社員であると考えており、以下の活動をとおりしてステークホルダーの皆様との価値の増大をはかるとともに良好な関係の発展・維持につとめております。 1. 未だ満たされていない医療ニーズの充足、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性を含む有用性情報の伝達 2. 経営情報の適時開示、企業価値の向上、積極的な株主還元 3. 安定的な雇用の確保、やりがいのある仕事の提供、能力開発機会の充実

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社グループでは、「ENW環境方針」にもとづく環境管理体制のもと、すべての役員および従業員が環境基本理念を共有し、国内はもとより、米国ノースカロライナ工場での環境保全委員会設置による自然保護活動や、中国蘇州工場でのISO14001認証取得など、グローバルに環境保全活動を展開しております。

そして、資源の投入と環境への負荷を定量的に把握するとともに、地球温暖化防止、廃棄物削減とリサイクルの推進、化学物質の適正な管理と使用量削減、グリーン購入などの取り組みを進めております。また、「環境・社会報告書」を毎年発行して、環境保全に関するマネジメント体制や具体的な管理活動実績等について公表しております。

また、医学・薬学の歴史、健康科学に関する知識の普及などを目的とした日本初のくすりに関する総合的な資料館「内藤記念くすり博物館」(岐阜県)を無料で公開しております。あわせて、人類の疾病の予防と治療に関する自然科学の研究を奨励し、学術の振興や人々の福祉に寄与することを目的とした「公益財団法人 内藤記念科学振興財団」、医療および医薬品に関する経済学的調査・研究、医薬品等に関する研究開発・生産・流通などについての調査・研究を行い医療とその関連諸科学の学際的研究・調査を推進することでわが国の医療と福祉の発展をはかることを目的とした「公益財団法人 医療科学研究所」に対する運営の支援を行っております。さらに、国内外の困難な医療環境のもとで長年医療従事し、顕著な功績をあげた方々を顕彰する「医療功労賞」事業への協賛をしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成16年6月に委員会設置会社に移行し、旧商法施行規則第193条に基づき、「監査委員会の職務の執行のために必要な事項に関する規則」を取締役会決議で定めました。その後、順次同規則についての改訂を行い、平成18年4月には、会社法の施行に向け、会社法第416条ならびに会社法施行規則第112条に基づき、「監査委員会の職務の執行のために必要な事項に関する規則」および「執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規則」を取締役会決議で定めました。両規則の概要は、次のとおりであります。

1) 「監査委員会の職務の執行のために必要な事項に関する規則」の概要

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
 - ・ 会社は、監査委員会の職務を補助すべき部署として経営監査部を設置する。ただし、当該職務を補助すべき取締役は置かない。
 - ・ 経営監査部長および部員は、本規則で定められる以外は、就業規定の定めに従う。
- (2) 経営監査部の執行役からの独立性に関する事項
 - ・ 経営監査部は、執行役から独立した組織とする。
 - ・ 経営監査部長および部員は、監査委員会および監査委員の指揮命令下で、その職務を遂行する。
 - ・ 経営監査部長および部員の任命、異動は、代表執行役社長が監査委員会の同意を得て行う。
 - ・ 経営監査部長および部員の評価は、監査委員会が行う。
- (3) 執行役および使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
 - ・ 執行役は、その担当する部門における以下の事項に関して、その有無を含め、月1回監査委員会に報告する。ただし、会社に著しい損害を及ぼす事実または法令もしくは定款に違反する行為(それらのおそれのある行為を含む)など特に重大な事項については、直ちに監査委員会に報告する。
 - a. 業務上の災害・事故
 - b. 業務執行が半日以上にわたって停止した事実
 - c. 訴訟の提起事実ならびに状況
 - d. コンプライアンス違反事例(調査対象となった事実を含む)
 - e. 官公庁等からの調査協力依頼、調査、呼出、立入(定期的な調査等を除く)および警告、指導、命令、勧告、業務停止等の措置
 - f. 第三者による当社の資産、権利の侵害またはそのおそれ
 - g. 重要な取引先の倒産、倒産のおそれ、契約の解除
 - h. 上記以外の会社に重大な損害、影響を与える事実・情報
 - i. その他監査委員会が報告すべきとして定めた事項
 - ・ 使用人は、上記事項を感知したときは、直ちに上司に報告する。
 - ・ 執行役および使用人は、重要な会議の開催予定を監査委員会に報告する。
- (4) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 会社を含むENW企業の内部監査を含む監査担当役員(執行役および監査役)および監査担当部署は、効率的かつ最適な監査体制を構築するため、監査委員会は、監査委員、経営監査部との定期的な会議等を通じて連携する。
 - ・ 会社の会計監査人は、定期的または監査委員会の求めに応じて、会計監査人の監査、その他調査に関する事項を監査委員会に報告する。
 - ・ 代表執行役社長は、監査委員会がENW企業の会計および業務に関する調査等を行えるよう、ENW企業との間で体制を整える。

(* ENW (Eisai Network Companies) : ENWとは、エーザイ株式会社および連結子会社と関連会社で構成される企業グループのことです。)

2) 「執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規則」

- (1) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 代表執行役社長は、執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項につき、全社的に統轄する責任者を執行役の中から任命し、文書等の保存および管理に関する規則を作成させる。
 - ・ 情報の保存および管理を統轄する執行役は、作成した文書等の保存および管理に関する規則を監査委員会に提出するとともに、その遵守状況について監査委員会に報告する。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 各執行役は担当職務における損失の危険に関して、その管理の責任を負う。
 - ・ 会社に重大な損失を及ぼしうる複数の部門に係る損失の危険の管理については、個々の損失の危険(財務、法務、環境、災害等)の領域毎に、当該損失の危険に関する事項を統轄することを任命された執行役が規則を作成し、当該規則およびその遵守状況を監査委員会に報告する。
 - ・ 内部統制システムの構築の推進を統轄する執行役は、執行役および使用人にその担当する職務に関する危険の管理について、自ら評価させる体制を構築する。
- (3) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会は、その業務執行の決定権限を、取締役会が委任することが適切でない判断する一部の事項を除き、法令の許す範囲で最大限執行役に委任する。
 - ・ 取締役会は、各執行役の職務分掌および相互の関係を適切に定める。
 - ・ 代表執行役社長は、使用人も含めた職責権限および意思決定ルートについての社内規定を設け、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
 - ・ 内部統制システムの構築の推進を統轄する執行役は、職務執行の効率性について、執行役に自ら評価させる体制を構築する。
- (4) 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 代表執行役社長は、執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合していることを確保するための体制を含むコンプライアンスの推進を統轄する責任者を執行役の中から任命し、当該執行役の業務を遂行するための部署等を設置する。
 - ・ コンプライアンスの推進を統轄する執行役は、企業行動憲章およびコンプライアンス・ハンドブックを制定し、執行役および使用人が法令および定款を遵守した行動をとるための規範や行動基準を明確にし、執行役および使用人に対する研修等必要な手段を講じてコンプライアンスを推進する。
 - ・ コンプライアンスの推進を統轄する執行役は、コンプライアンスに関するリスクの未然防止と早期解決をはかるため、当社の社内と社外にコンプライアンス相談、連絡のための窓口を設ける。
 - ・ 代表執行役社長は、内部統制システムの構築の推進および内部監査の実施を統轄する責任者を執行役の中から任命し、当該執行役の業務を遂行するための部署等を設置する。
 - ・ 内部統制システムの構築の推進を統轄する執行役は、内部統制に関するポリシーを制定し、執行役および使用人に対する研修等必要な手段を講じて内部統制に関する理解を深め、内部統制システムの構築を推進する。
 - ・ 内部監査の実施を統轄する執行役は、内部監査に関する規則を定め、内部監査計画を策定して、効率的な内部監査を実施する。
 - ・ 代表執行役社長は、専門的分野については、必要に応じ、その分野における法令および定款に適合していることを確認する責任者を執行役の中から任命し、その業務を遂行するための部署等を設置する。
- (5) ENWにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・ 会社は、ENW企業すべてに適用されるENW企業行動憲章およびENWコンプライアンス・ハンドブックを制定し、ENW企業の取締役、執行役、監査役および使用人が法令および定款を遵守した行動をとるための規範や行動基準を明確にする。
 - ・ ENW企業各社のコンプライアンス担当役員、コンプライアンス担当部署およびコンプライアンス担当者は、それぞれ担当するENW企業について、コンプライアンスに関する研修、コンプライアンス相談・連絡のための窓口の運営などを会社のコンプライアンスの推進を統轄する執行役およびコンプライアンス推進担当部署と連携して実施し、コンプライアンスを推進する。
 - ・ 会社は、ENW企業すべてに適用される内部統制に関するポリシーを制定する。
 - ・ ENW企業各社の内部統制担当役員、内部統制担当部署は、それぞれ担当するENW企業について、役員および使用人に対する研修等を通じた内部統制システムの構築を、会社の内部統制システムの構築を推進する執行役および内部統制を推進する部署と連携して推進する。
 - ・ ENW企業の内部監査を含む監査担当役員(執行役、監査役等)および監査担当部署は、それぞれ担当するENW企業についての監査を行う。
 - ・ 会社の内部監査担当執行役および内部監査担当部署は、ENW企業各社の監査担当役員および監査担当部署から、前項の監査に関する報告を受ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、コンプライアンス実行のための企業行動憲章を定めており、「ENW企業行動憲章」第9条に、「私たちは、反社会的勢力とは対決します。」と定め、ENWの全ての役員、従業員一人ひとり、これを厳守し、最善の努力を払って日々行動しております。

具体的には主として以下の項目を役員ならびに従業員に啓発しております。

- ・ ENWは、総会屋・暴力団など反社会的勢力とは絶縁している。今後とも、各ENWは、これら反社会的勢力に対し一切の利益供与をしない。
- ・ 会社法では、特定株主への利益供与は禁じられている。利益供与は、様々な形態で要求がなされる場合がある。これらの要求自体が既に法令違反となる。
- ・ たとえ株主でなくとも、暴力団など反社会的勢力の要求に応じることは、企業行動憲章に反する行為であり、背任罪にあたる場合もある。
- ・ このような事態を感知した場合は、直ちにコンプライアンス・カウンター（社員相談窓口）に連絡する。

また、外部専門機関とも十分に連携し、反社会的勢力に関する情報収集とともに社内の対応体制を整備しております。

(* ENW(Eisai Network Companies) : ENWとは、エーザイ株式会社および連結子会社と関連会社で構成される企業グループのことです。)

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」(以下、本対応方針)に関する事項

本対応方針は、平成18年2月28日開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものであります。本対応方針については、毎年、定時株主総会終了後に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会にて継続・見直し・廃止の審議を行うことになっております。

平成23年度は、6月21日に開催された第99回定時株主総会終了後に、新任2名を含む社外取締役7名全員で構成される社外取締役独立委員会(委員長:矢吹公敏)を開催し、本対応方針が以下の仕組みを有しており、新しい中期戦略計画の開始に伴い一部記載事項の追加や文言の変更等を行うものの、内容としては現行で継続することを当社取締役会に提案する旨決議いたしました。

- (1)経営陣の恣意性が排除されている。
- (2)同方針は、毎年、継続・見直し・廃止が検討される。
- (3)取締役選任議案をもって、本対応方針に対する株主の皆様のご意向を反映できる。

なお、平成23年8月2日開催の取締役会において、社外取締役独立委員会より提案された本対応方針の継続が審議され、承認されております。

「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」の概要

(1)目的および特徴

当社は、ヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業としての理念にもとづいた中期戦略計画をはじめとする諸施策の遂行によって実現される当社の企業価値、ひいては株主の皆様との利益の確保を目的として、「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」(本対応方針)を導入しております。

本対応方針は、当社株式の大量買付が行われようとする場合の手続を定め、株主の皆様が適切な判断をするための十分な情報と時間を確保するとともに、買付者がこの手続を遵守しない場合や、企業価値・株主の皆様との利益を損なうような不適切な当社株式の買付であった場合には、買付者による権利行使ができない新株予約権を、その時点の全ての株主の皆様へ発行し、買付者の有する議決権割合を低下させることにより、これらの阻止を企図する事前警告型のプランです。

また、当社取締役会において過半数(11名中7名)を占める、経営陣から独立した社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会が、本対応方針の手続を主体的に運用し、当社株式の買付に関する評価と、新株予約権の発行を取締役に提案するか否かの判断を行います。

(2)手続

当社の発行済株式総数の15%以上となる株式の買付もしくは公開買付けを実施しようとする買付者には、本対応方針に従って必要情報を社外取締役独立委員会に提出していただきます。

社外取締役独立委員会は、当社の情報も入手し、買付内容の評価、株主の皆様への情報提供と、当社代表執行役社長が提出した代替案の提示ならびに買付者との交渉等を行います。買付者が本対応方針の手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうような買付であると社外取締役独立委員会が判断した場合は、新株予約権の発行を決議して、当社企業価値・株主共同の利益を確保します。

(3)有効期間

本対応方針の有効期間は、平成28年6月30日までです。なお、本対応方針は、定時株主総会直後に新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会にて、毎年、継続・見直し・廃止の審議が行われます。

本対応方針につきましては、以下のURLで全文をご覧いただけます。

<http://www.eisai.co.jp/company/cgpolicy20110802.pdf>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 当社の定款規定について

1)「定款で定めた取締役の定数、資格制限、選解任の決議要件について」

(1)取締役の定数(第19条)

取締役は、15名以内とする。

(2)取締役選任の決議要件(第20条第2項)

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3)累積投票の排除(第20条第3項)

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

なお、取締役の資格制限および解任に関する決議事項について会社法と異なる定款の定めはありません。

2)「株主総会決議事項を取締役に決議することができることとした事項および取締役会決議事項を株主総会では決議できないこととした定款の定めについて」

(1)取締役および執行役の責任免除(第37条第1項)

本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)および執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(2)剰余金の配当等(第39条)

本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会が定める。

3)「株主総会の特別決議要件の変更について」

(1)株主総会の特別決議要件(第16条第2項)

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

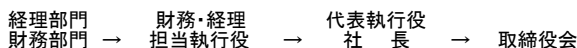
2. 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 決算関連情報

四半期毎に、開示の根拠となる財務諸表等は、財務・経理担当執行役が決裁した後、代表執行役社長に提出し、取締役会の承認を得て確定する。



これらの決算情報は、下図に示す手順で開示している。決算関連部署からの情報をもとに決算開示委員会を通じて、PR担当執行役が開示案を取りまとめ、財務・経理担当執行役が審査の上、代表執行役社長に提案し、取締役会決議後の開示について了承を得る。

決算開示委員会 → PR担当執行役 → 代表執行役社長 → 外部発表

[決算開示委員会構成メンバー]

- ・財務・経理担当執行役
- ・IR担当執行役
- ・PR担当執行役
- ・総務担当執行役
- ・IR部門
- ・PR部門
- ・経営戦略部門
- ・経理部門
- ・財務部門
- ・総務部門

2. 有価証券報告書等の提出

有価証券報告書等は、下図に示す手順を経て、届出、開示している。経理部門の提案を有報関連部署検討会において審議した後、財務・経理担当執行役が審査し、代表執行役社長が承認する。

関連部署検討会 ↔ 経理部門 → 財務・経理担当執行役 → 代表執行役社長 → 届出

[有報関連部署検討会構成メンバー]

- ・IR担当執行役
- ・PR担当執行役
- ・法務担当執行役
- ・総務担当執行役
- ・取締役会事務局
- ・IR部門
- ・PR部門
- ・法務部門
- ・経理部門
- ・財務部門
- ・総務部門

3. 上記1. 2. 以外の会社情報

当該情報は、下図に示す手順を経て開示している。PR部門は、日常、開示対象となる情報を収集し、PR担当執行役に報告する。また、社内各組織(子会社含む)が情報を感知、保有したときは、PR部門に通知する。PR担当執行役は、受領した情報、ならびに執行役会をはじめとする会議等から得た情報について、開示の適否を審査し、関係執行役と協議して開示期日と実行手順を定め、代表執行役に承認を求める。開示の実務はPR部門が担い、PR担当執行役が法規ならびに東証ガイドラインに準拠した適時適切な開示を監理する。

なお、重要事実については、情報管理責任者が情報管理委員会を開催して、内部情報としての管理方法を決定し、インサイダー取引の防止をはかっている。

情報保有組織 ↔ PR部門 → PR担当執行役 → 代表執行役社長 → 外部発表

当社のコーポレートガバナンスシステム

